

金融機関、信用保証協会が連携して提供する融資制度で、塩竈市内に店舗又は事業所がある中小企業（※）が事業に必要な資金を調達できるよう、**低利や固定金利で資金を借りることができます。**

※ 中小企業の定義については、右の二次元コードからご確認ください。



貸付対象者	(1) 市内に事業所又は店舗あり、現に事業を営んでいる法人又は個人事業者 (2) 市税を滞納していない方 (3) 保証協会の対象業種である中小企業者 (4) 金融機関からの取引停止および保証協会の代弁返済を受けていない方
信用保証料	0.45％～1.59％（企業の経営状況等により異なる。市が50％を補給。）
貸付期間	運転資金：7年以内、設備資金：10年以内、併用：7年以内（うち据え置き期間6か月以内）
貸付資金使途	事業経営に必要な運転・設備資金
連帯保証人	原則として申込者本人
担保	必要に応じて

セーフティネット保証制度

中小企業信用保険法で定める要因によって経営の安定に支障が生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じ、**保証限度額の別枠化により、資金調達の円滑化を図る**制度です。

現在、認定申請を受け付けているものは以下のとおりです。



セーフティネット保証2号認定

対象	取引先事業者の事業活動の制限（生産量、販売量の縮小）等に起因して、売上高等が減少している中小企業者 ※ 別途、対象となるための要件があります。詳しくは、右上の二次元コードからご確認ください。
保証条件	保証割合：100％保証 保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保8千万円、普通2億円

セーフティネット保証5号認定

対象	業績の悪化している業種に属する中小企業者で、指定業種に属する事業を行っており、最近3か月の売上が前年同期と比べて、5％以上減少している事業者 ※ 指定業種等の詳しい内容については、右上の二次元コードからご確認ください。
保証条件	保証割合：80％保証 保証限度額：一般保証とは別枠で、無担保8千万円、普通2億円

《 宮城県 の支援施策についてはこちらから ↓ 》

みやぎ産業振興機構



宮城県中小企業支援室



宮城県産業立地推進課



《お問合せ》

塩竈市産業建設部商工観光課 商工港湾係
〒 9 8 5 - 0 0 5 2 塩竈市本町1番1号
TEL：0 2 2 - 3 6 4 - 1 1 2 4 / FAX：0 2 2 - 3 6 4 - 1 1 6 9



塩竈市の中小企業支援施策

令和7年度版

※各支援制度の詳細については、二次元コードからご確認ください。

01 生産性向上・販路開拓を目指す 補助



小規模事業者チャレンジ補助金 補助率：1/2以内 上限40万円

塩竈市内に本社または主たる事業所がある小規模事業者（※）が、持続的な経営のため経営計画・事業計画に基づいて行う**販路開拓・生産性向上の取組に対し、補助金を交付**します。

※ 小規模事業者の定義は業種により異なるため、詳しくは右の二次元コードからご確認ください。



（補助対象経費）	
経費区分	概要
機械装置等費	事業の遂行に必要な機械装置等の購入に要する経費
広報費	パンフレット・ポスター等を作成するため及び広報媒体等を活用するための経費
ウェブサイト関連費	ウェブサイトやECサイト等の開発、構築、更新、改修、運用をするための経費
展示会等出展費	新商品等を展示会等に出展又は商談会に参加するための経費
旅費	情報収集や各種調査を行うため及び販路開拓等のための旅費
開発費	新商品の試作品や包装パッケージの試作開発にともなう諸経費
資料購入費	図書等を購入するための経費
雑役務費	事業期間中に臨時的に雇い入れた者の人件費
賃借料	機器・設備等のリース料・レンタル料として支払われる経費
専門家謝金	指導助言等を依頼した専門家等に謝礼として支払われる経費
専門家旅費	指導助言等を依頼した専門家等に支払われる旅費
設備処分費	設備機器等を廃棄・処分・返却する際の修理・原状回復に必要な経費
委託費	業務の一部を第三者に委託（委任）するための経費
外注費	業務の一部を第三者に外注（請負）するための経費

02 空き店舗で商売を始める 補助



シャッターオープン・賑わい支援事業費補助金 補助率：商 業 地 域 1/3以内 上限60万円 賑わい重点区域 1/2以内 上限90万円

塩竈市内の商業地域又は賑わい重点区域（※1）の空き店舗（1階に位置する物件）を利用して事業（※2）を行い、**地域の賑わいを創出するために新たに取り組む事業に対し、3年度目まで、経費の一部を補助**します。

※1 補助対象地域の詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

※2 小売業・宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業、その他賑わいに資すると市長が認める業種で、個人客が直接来店する事業に限る。



経費区分	補助率1/3の場合		補助率1/2の場合	
	年補助率	補助上限額	年補助率	補助上限額
店舗賃借料	初年度 1/3 2年度目 1/4 3年度目 1/6	40万円 30万円 20万円	初年度 1/2 2年度目 1/3 3年度目 1/4	60万円 40万円 30万円
内装・外装設備工事費	初年度のみ 1/3	60万円	初年度のみ 1/2	90万円

03

空き店舗を活用してほしい

補助



空き店舗等利活用促進事業費補助金

補助率：1/2以内 上限50万円

塩竈市内の商業地域（※）にある借り手のつかない空き店舗等に対し、不動産事業者と協力連携を図りながら、**店舗として貸し出すために行う工事に要する経費について補助**します。

※ 商業地域の詳しい範囲は、右の二次元コードからご確認ください。

（補助対象工事）

工事要件	工事区分	内訳
店舗と住居を分離する工事又は、 店舗を細分化して借りやすくする工事 であること	内装工事	軽鉄工事、ボード工事
	設備工事	給排水工事、電気工事、ガス工事
	防水工事	店舗部分の雨漏り工事

【注意事項】

改修後は、小売業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス業、その他市長が認める業種のうち、個人客が直接来店する店舗として貸し出すこととし、入居者を募集する際に業種の明記を行ってください。



04

事業を次世代に引き継ぎたい

相談支援



事業承継（引継ぎ）支援

塩竈市では「宮城県事業承継ネットワーク」に参画し、事業承継の周知を図りながら、事業を引き継ぎたい、後継者を探し育成したいといった事業者を関係機関と連携しながら支援します。



05

商売のスキルを磨きたい

研修



塩竈商人塾

塩竈市内の事業者および創業予定者を対象に、専門家を招致し、経営改善や経営力強化につながるセミナーを開催します。

（過去に開催したセミナー）

ポップ作成講座、写真撮影講座、ウェブマーケティング講座 など



06

企業立地・設備投資をしたい

補助

税制優遇



塩竈市いきいき企業支援制度

企業立地奨励金：固定資産税の25%相当額
雇用奨励金：10万円
法人市民税の控除：2.4%軽減

「塩竈市いきいき支援条例」に基づき塩竈市から指定を受け、市内で事業所の新設、増設又は移設等（※1）を行い、新たに従業員の雇い入れを行う特定業種（※2）の事業者に対し、**奨励金の交付や不均一課税等の奨励措置**を講じます。

※1 別途、支援対象となるための要件があります。詳しくは、右の二次元コードからご確認ください。

※2 製造業、情報通信業、道路貨物運送業、水運業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、卸売業、学術・開発研究機関、旅館及びホテルに限る。

（支援内容）

支援区分	内容	期間	交付等の時期
企業立地奨励金	家屋・償却資産の取得に係る固定資産税額の25%相当額を奨励金として交付	5年間	事業開始後、固定資産税を課されたた年度の翌年度
雇用奨励金	市内在住で営業開始日から1年以上継続した新規雇用者1名につき10万円を交付	1回	事業開始後1年を経過し、交付要件を満たした後
法人市民税の控除	法人市民税のうち法人税割の税率を8.4%から6.0%に軽減	5年間	事業開始から1年後の中間納税又は確定納税から適用



07

税制優遇を受けたい

税制優遇



復興特区制度

特別償却・税額控除
法人税の特別控除
研究開発用資産に係る特別償却・税額控除
地方税の減免

特定復興産業集積区域（※1）において、雇用に大きな被害が生じた地域の雇用機会の確保に寄与する事業を行う事業者（※2）に対して、**税制上の特例措置**を講じます。なお、特例措置を受けるためには、塩竈市から「指定事業者の指定」及び「事業の実施状況に係る認定」を受ける必要があります。

※1 新浜町、北浜、中の島、貞山通など。詳細は、右の二次元コードからご確認ください。

※2 自動車関連産業、クリーンエネルギー関連産業、船舶関連産業、食品関連産業、医療・健康関連産業、航空宇宙関連産業、高度電子機械産業、木材関連産業に限る。

（特例措置の内容）

特例区分	内容	割合
（1）特別償却・税額控除	取得等した事業用設備等（※3）について、 ① 特別償却 又は ② 税額控除 を選択して適用可能 ※3 機械・装置、建物・構築物に限る（中古で取得したものは対象外）	①機械・装置：50%以内 建物・構築物：25%以内 ②機械・装置：15%以内 建物・構築物：8%以内
（2）法人税の特別控除	指定を受けた日から5年間、被災被用者（※4）に対する 給与支給額の一部を税額控除 ※4 雇用されている被災者（H23.3.11時点で特定被災区域内（宮城県、岩手県、福島県等）に居住していた者 又は 勤務していた者）	10%以内 （法人税額の20%が限度）
（3）研究開発用資産に係る特例措置	開発研究用資産を取得等した場合に、 ①普通償却限度額に加え、 取得価額の一部を特別償却 ②償却費について 研究開発税を適用し、税額控除	②中小企業者等：50%以内 中小企業者等以外の者：34%以内
（4）地方税の減免	①（1）の特例が適用される資産に対する 不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）を5年間免除 ②（1）又は（3）の特例を受けた場合、 法人事業税（県税）を5年間減免	②宮城県の条例で定めるところによる

【注意事項】（1）と（2）の特例は、いずれかの選択適用となります。



特例区分	内容	割合
（1）特別償却・税額控除	取得等した事業用設備等（※3）について、 ① 特別償却 又は ② 税額控除 を選択して適用可能 ※3 機械・装置、建物・構築物に限る（中古で取得したものは対象外）	①機械・装置：50%以内 建物・構築物：25%以内 ②機械・装置：15%以内 建物・構築物：8%以内
（2）法人税の特別控除	指定を受けた日から5年間、被災被用者（※4）に対する 給与支給額の一部を税額控除 ※4 雇用されている被災者（H23.3.11時点で特定被災区域内（宮城県、岩手県、福島県等）に居住していた者 又は 勤務していた者）	10%以内 （法人税額の20%が限度）
（3）研究開発用資産に係る特例措置	開発研究用資産を取得等した場合に、 ①普通償却限度額に加え、 取得価額の一部を特別償却 ②償却費について 研究開発税を適用し、税額控除	②中小企業者等：50%以内 中小企業者等以外の者：34%以内
（4）地方税の減免	①（1）の特例が適用される資産に対する 不動産取得税（県税）、固定資産税（市税）を5年間免除 ②（1）又は（3）の特例を受けた場合、 法人事業税（県税）を5年間減免	②宮城県の条例で定めるところによる

【注意事項】（1）と（2）の特例は、いずれかの選択適用となります。

地域未来投資促進に基づく支援制度

地域の特性を生かした高い付加価値事業を促進する「地域経済牽引事業」を行う事業者に対し、**税制上の特例措置**を講じます。



地方拠点強化税制

塩竈市へ本社機能に移転・拡充し、宮城県知事の認定を受けた事業者に対し、**固定資産税の減免**のほか、**様々な優遇措置**を講じます。



先端設備等導入制度

生産性を向上させるために先端設備等を導入するにあたり、塩竈市から認定を受けた事業者に対し、**固定資産税の減免や金融支援等の優遇措置**を講じます。



08

塩釜港区に入港する船舶向けの支援

補助



塩釜港区利用促進補助金

補助率：水産貨物1トン当たり50円

国内に事業所を有し、海外又は国内から水産品の輸入または移入を行っており、**塩釜港区の港湾区域内において水産貨物の荷揚げ又は荷下ろしを行う荷主に対して、補助金を交付**します。

